

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

- 1 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和2年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

令和 2 年 2 月 2 1 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和2年琴浦町条例第1号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(琴浦町監査委員条例の一部改正)

第1条 琴浦町監査委員条例(平成16年琴浦町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の賠償責任の決定等) 第10条 監査委員は、 <u>法第243条の2の2第3項</u> の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から10日以内に、同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から10日以内に町長に通知又は提出しなければならない。	(職員の賠償責任の決定等) 第10条 監査委員は、 <u>法第243条の2第3項</u> の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から10日以内に、同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から10日以内に町長に通知又は提出しなければならない。

(琴浦町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 琴浦町水道事業の設置等に関する条例(平成16年琴浦町条例第185号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自

治法(昭和22年法律第67号)第243条の2
の2第8項の規定により水道事業の業務
に従事する職員の賠償責任の免除につ
いて議会の同意を得なければならない場合
は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円
以上である場合とする。

治法(昭和22年法律第67号)第243条の2
第8項の規定により水道事業の業務に従
事する職員の賠償責任の免除について議
会の同意を得なければならない場合は、
当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上
である場合とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。